

# 事務所通信

## アークグロー・パートナーズ税理士法人

2022.1 Vol.9



### \*新年あけましておめでとうございます\*

2022年になりました。旧年中はお世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。  
初夢はどんな夢でしたか？皆様にとって素敵な1年になりますように(\*^-^\*)

### パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※中小企業主は、**2022年(令和4年)4月1日から義務化**されます(それまでは努力義務)

#### 【職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置】

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

##### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者へ厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

##### ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

##### ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)

(注1) 事実確認ができた場合 (注2) 事実確認ができなかった場合も同様

##### ◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- (注3) 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

今回の義務付けによって改善要請に応じない企業に対しては、企業名の公表などペナルティも課せられます。

提携している社労士事務所によりパワハラ対策セミナーを実施しています(有料)。

ご興味のある方は、担当者までご連絡ください。

## ◇申告書の提出期限

提出月	1月	2月	3月
確定申告	11月決算	12月決算	1月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	5月決算 2月、5月、8月決算	6月決算 3月、6月、9月決算	7月決算 4月、7月、10月決算

## コロナ関連助成金等一覧

※2021.1.4(火)現在の情報です。

現在申請の出来るコロナ関連助成金等を一覧にしております。

しかし、コロナ関連助成金等は期間の延長や対象業種の拡大などにより、内容が変更になることがあります。

申請できるかのご判断、詳細やQ&Aに関しましては、お客様自身でホームページ等をご確認ください。

なお、お客様自身での申請が出来ない場合は申請を代理いたしますのでご連絡ください。

ただし、助成金ごとに添付書類や記載内容が違うため申請に不備が生じることがあります。申請先から訂正や追加書類の連絡がありますが、弊社で全て対応させていただきます。早期の入金をご希望の方はご自身で申請をお願い致します。

※申請代行手数料といたしまして、助成金等金額の10%を頂戴いたします。

### ◆事業復活支援金（まだ概要の発生段階です）

\* 対象者：新型コロナの影響で、  
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、  
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の  
売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した  
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

#### \* 給付額

##### ▶ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

▶ 算出式：給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、  
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間※1の売上高}) - (\text{対象月※2の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月の  
いずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人  
【本社】

滋賀県守山市焰魔堂町121番1  
TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474  
【東近江市】  
滋賀県東近江市八日市東浜町5番39号  
TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717